

有害鳥獣被害防止総合対策事業のご活用を！

農業者の皆さんの有害鳥獣被害防止対策への負担軽減と
有害鳥獣の捕獲人材を確保育成するための補助制度です

防護柵設置事業 ～ 侵入防止対策

【対象経費】

- 防護柵用資材購入経費（送料、設置費を除く・
電気事業法に基づく電源装置等を対象）



【対象者・補助率・補助上限額】

農業者組織等(集落内 3戸以上)	個人農業者
1/2以内（上限：30万円）	1/3以内（上限：5万円）

地域活動支援事業 ～ 生息環境管理対策

【対象者・対象経費】



- 行政区が行う地域ぐるみの有害鳥獣被害防止活動に要する経費
※ 花火については、事前講習会の受講により対象とします

【補助金額】

- 消耗品、備品購入 ⇒ 経費の全額
- 雑草木類・竹刈払い、緩衝帯設置等 ⇒ 3千円／a
- 果樹伐採 ⇒

胸高幹周ごとの補助金額	
30cm未満	3,300円/本
30cm以上60cm未満	13,300円/本
60cm以上90cm未満	31,000円/本
90cm以上	59,000円/本

※人件費、燃料費、機械リース費、委託費を含み、
処分及び運搬費用を除く

【補助上限額】

- 1万円以上10万円以内/回（2回/年度）
※鳥獣が近寄らない環境整備の推進を図るための地域環境診断に基づいた整備計画により地域の皆さんが実施する際の補助上限額は20万円/回
※他補助制度との併用は除く



狩猟免許取得支援事業 ～ 捕獲人材確保育成対策

【対象者】

- 市内に住所を有する当該年度新規狩猟免許取得者



【対象経費・補助率・補助上限額】

対象経費	補助率	補助上限
①狩猟免許取得費用	全額	20万円以内
②猟銃所持許可関係費用		
③狩猟者登録費用		
④猟銃等購入費用 〔猟銃・ロッカー・わな等〕	1/2以内	

狩猟免許更新支援事業 ～ 捕獲人材確保育成対策

【対象者】

- 市内に住所を有する当該年度狩猟免許更新者、
または、福島県猟友会の市内支部会員



【対象経費・補助金額・補助条件】

- 狩猟免許更新手数料の全額（2種類以内）

捕獲活動技術向上支援事業 ～ 捕獲人材確保育成対策

【対象者】

- 福島県猟友会の市内支部会員



【対象経費・補助金額・補助条件】

- 射撃訓練参加者の費用のうち、1万2千円/人（2回以内/年度）

被害防止を目的とした地域活動、
野生鳥獣の捕獲を効果的・継続的に行うために
地域の皆様のご協力が不可欠です。

※補助金申請・相談は必ず「事業実施前」に行ってください